

個人番号の利用目的について

当社は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、取得したお客様等の個人番号について、以下の利用目的の達成に必要な範囲および法令等の定めに従い、利用いたします。

<利用目的>

- （1）報酬・料金・契約金・賞金等の支払調書作成事務
- （2）不動産の使用料・手数料・対価等の支払調書作成事務
- （3）剰余金の配当にかかる支払調書作成事務
- （4）その他法令で認められた事務

以 上